

長崎県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

平成22年10月1日

福祉保健部長寿社会課

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付け老発0404第3号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2章 検査等

(検査の種類)

第2条 検査の種類は次のとおりとする。

(1) 一般検査（概ね6年に1回）

業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙1の手順により計画的に実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合のほか、指定の効力停止処分の事案や利用者の生命又は安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合に、別紙2の手順により必要に応じて実施するものとする。

(検査実施機関)

第3条 一般検査は長寿社会課が実施し、特別検査は長寿社会課と監査指導課が実施する。

(検査体制)

第4条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、都道府県又は市町の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(検査の実施方法等)

第5条 検査の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

検査の実施にあたっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、特別検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

(2) 検査方法

検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

① 一般検査

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる。活用に当たっては、介護サービス事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

なお、必要に応じ、書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査を行うことができる。

一般検査は、報告の徴収等（面談方式（オンライン会議システムの活用を含む。）又は書面方式）により届出内容の確認を行うものとし、改善を要する事項が認められた場合は、改善指導を行うものとする。改善指導の結果、改善が見込まれない場合には、事業者本部等への立入検査（面談方式）を実施するものとする。

② 特別検査

検査方法は、関係者からの関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとする。

（３）報告

ア 検査（特別検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について所属長へ報告するものとする。

イ 特別検査の場合は、報告書を作成の上、所属長へ報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

（行政上の措置等）

第６条 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合、介護サービス事業者に対し通知するものとする。

（１）勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

（２）命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる

２ 前項の行政上の措置に係る対応については、期限を付して報告を求めるものとする。なお勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

３ 介護サービス事業者が第１項第２号の命令に違反したときは、関係都道府県知事又は関係市町長に通知するものとする。

４ 都道府県知事又は市町長の求めに応じて特別検査を実施した場合の結果は、求めのあった都道府県知事又は市町長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の事業所等の指定等権者である都道府県知事又は市町長に対しても通知するものとする。

（特別な措置）

第７条 第２条第１項第１号の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への監査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等へ特別検査後、既に指定事業所等の監査を実施し、事実

関係を検証している場合には、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。